

資 産 課 税 等 関 係 資 料

○ 相続税・贈与税

【社会経済情勢の変化】

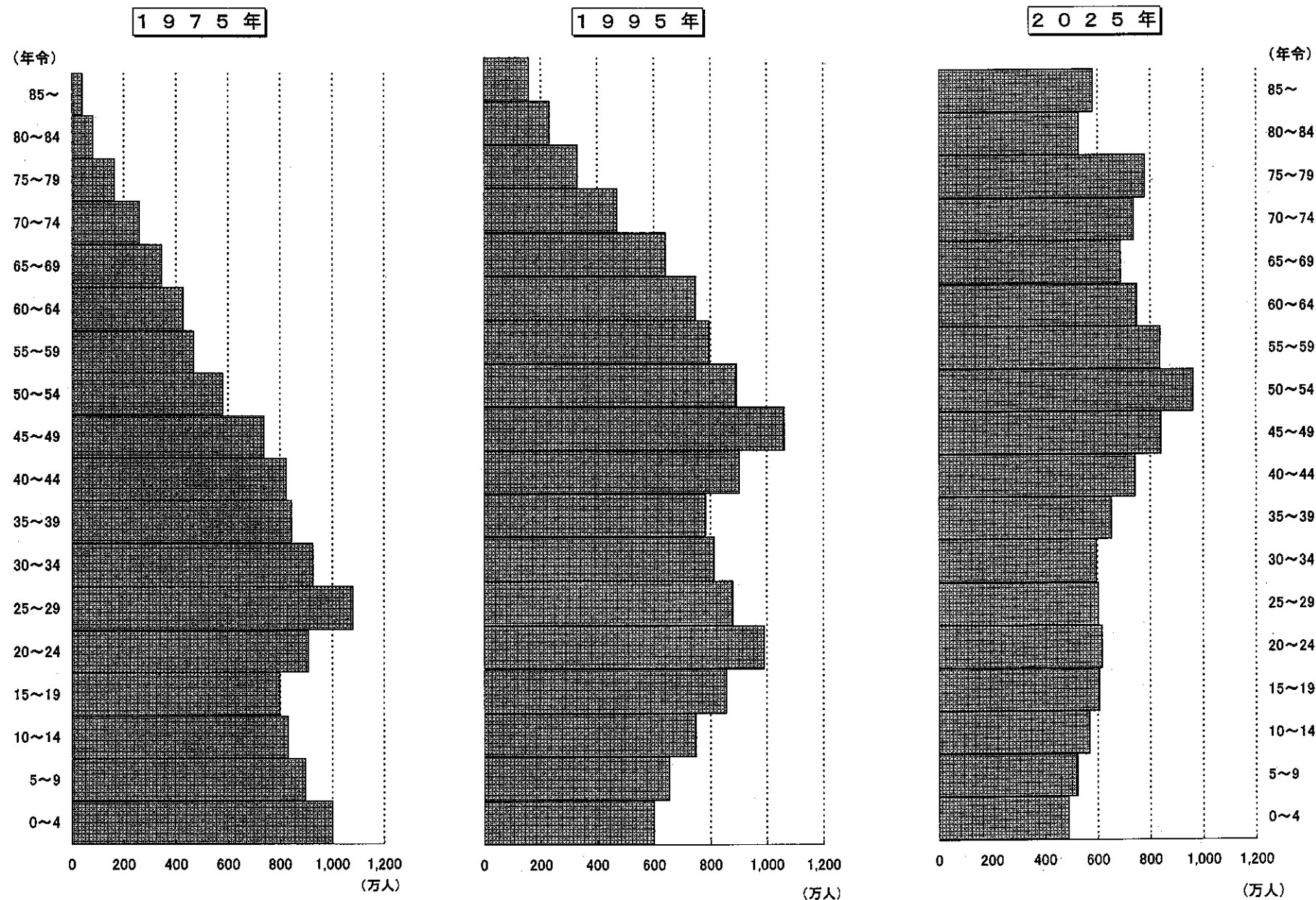
・ 年齢別人口構成の推移	1
・ 死亡者数の推移	2
・ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移	3
・ 家計（個人企業を含む）の資産の推移（名目）	4
・ 家計の金融資産残高の推移	5
・ 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高（構成比）	6
・ 世帯主の年齢階級別実物資産の現在高（構成比）	7
・ 外国為替制度改正の経緯（概要）	8
・ 在外邦人数の推移	9

【相続税・贈与税の現状等】

・ 相続税の基本的仕組み	10
・ 相続税の実際の負担	11
・ 相続税の超過累進税率	13
・ 相続税の限界税率（配偶者＋子3人）	14
・ 相続税の主な改正	15
・ 税制改正に伴う相続税の負担率の推移	16
・ 相続税の負担の推移（商業地）	17
・ 地価公示価格指数（58年＝100）	18
・ 相続税の課税状況の推移	19
・ 相続税の階級別の課税状況等	20
・ 相続税の課税価格階級別の課税件数と課税価格の構成比（平成9年分）	21
・ 相続税の課税件数と税額の累積割合（平成9年分）	22

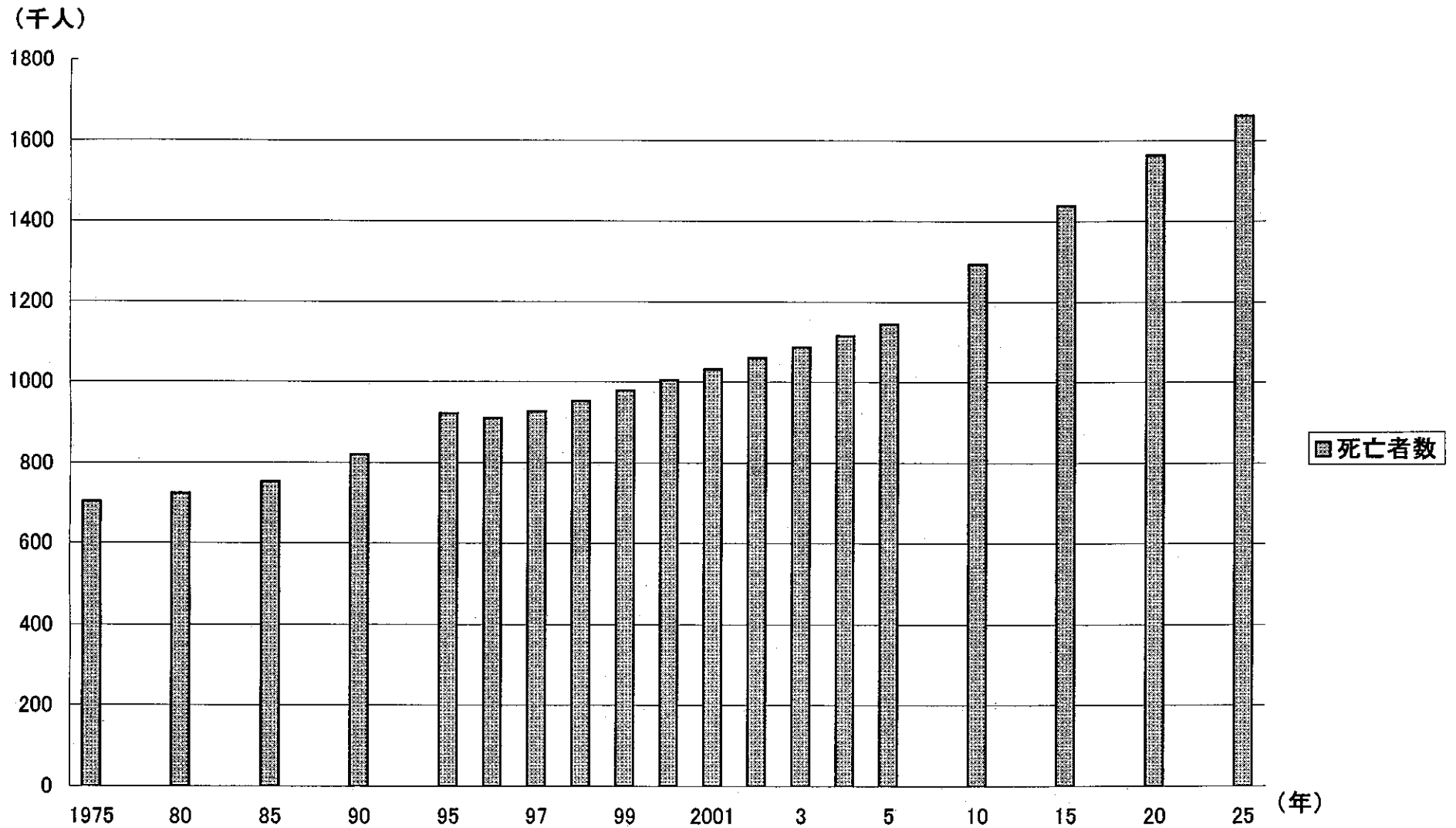
・ 主要諸外国の相続税の負担率	23
・ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要	24
・ 株式の評価方法	25
・ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）	28
・ 贈与税の仕組み	29
・ 贈与税の課税状況の推移	30
○ その他の資産課税等	
・ 土地に対する課税の概要	31
・ 登録免許税の概要	32
・ 土地・住宅に係る登録免許税の主な軽減措置の概要	33
・ 印紙税の概要	35
・ 印紙税の課税文書及び税率等の概要	36
・ 地価税の概要	38
・ 個人の土地譲渡益課税の変遷	39
・ 平成9年分譲渡所得の課税状況（個人分）	40
・ 法人の土地譲渡益に対する追加課税制度の変遷	41
・ 事業用資産の買換え特例制度	42
○ 税収（資産課税等関係）	
・ 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	43
・ 国税収入の推移	44
・ 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）	45
・ 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税＋地方税）	46

年齢別人口構成の推移



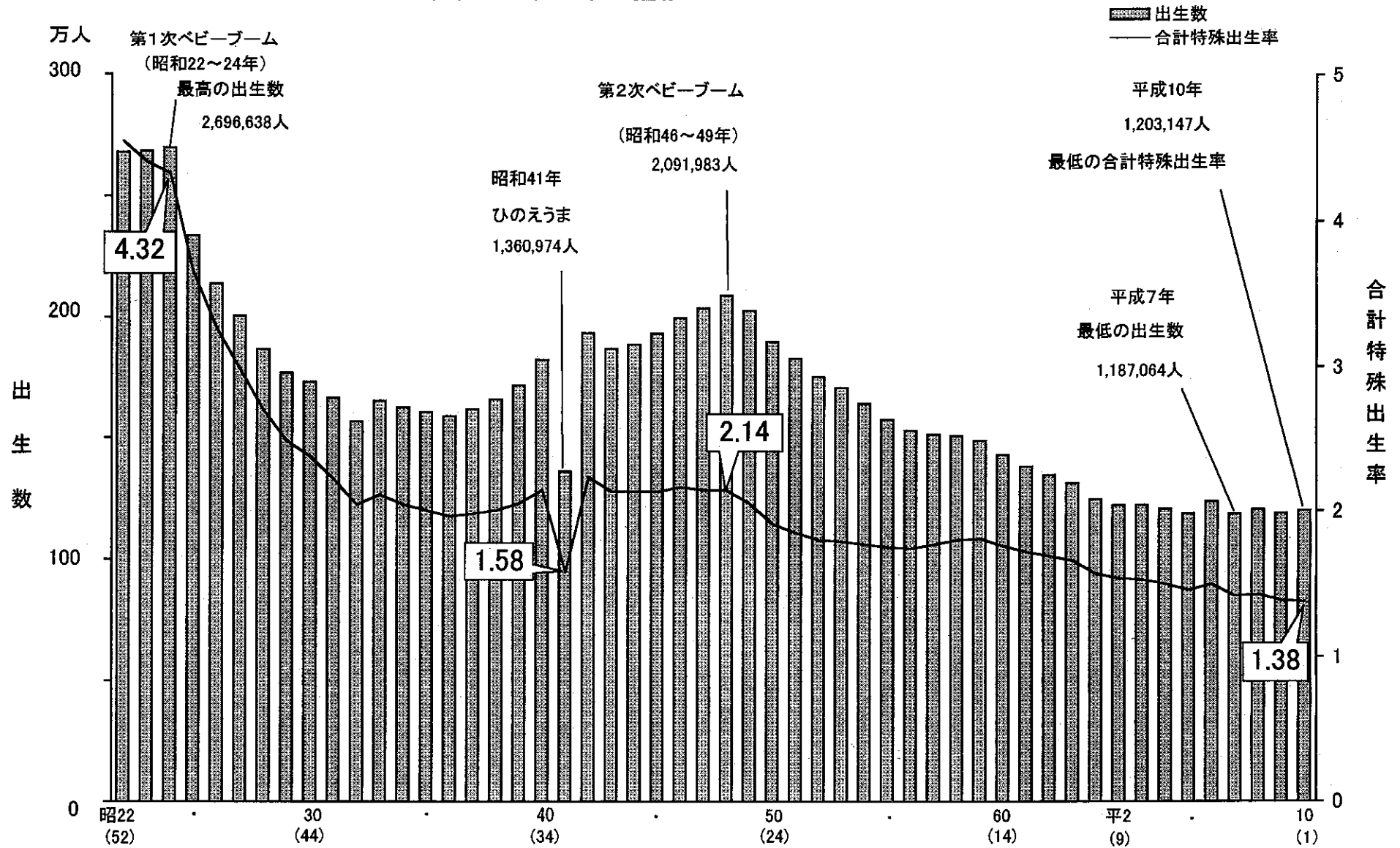
(出典) 1975年、1995年は「国勢調査」、2025年は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による。

死亡者数の推移



(備考) 1995年までの計数は「人口動態統計」による実績値であり、1996年以降の計数は「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、1997年1月推計)」による推計値である。

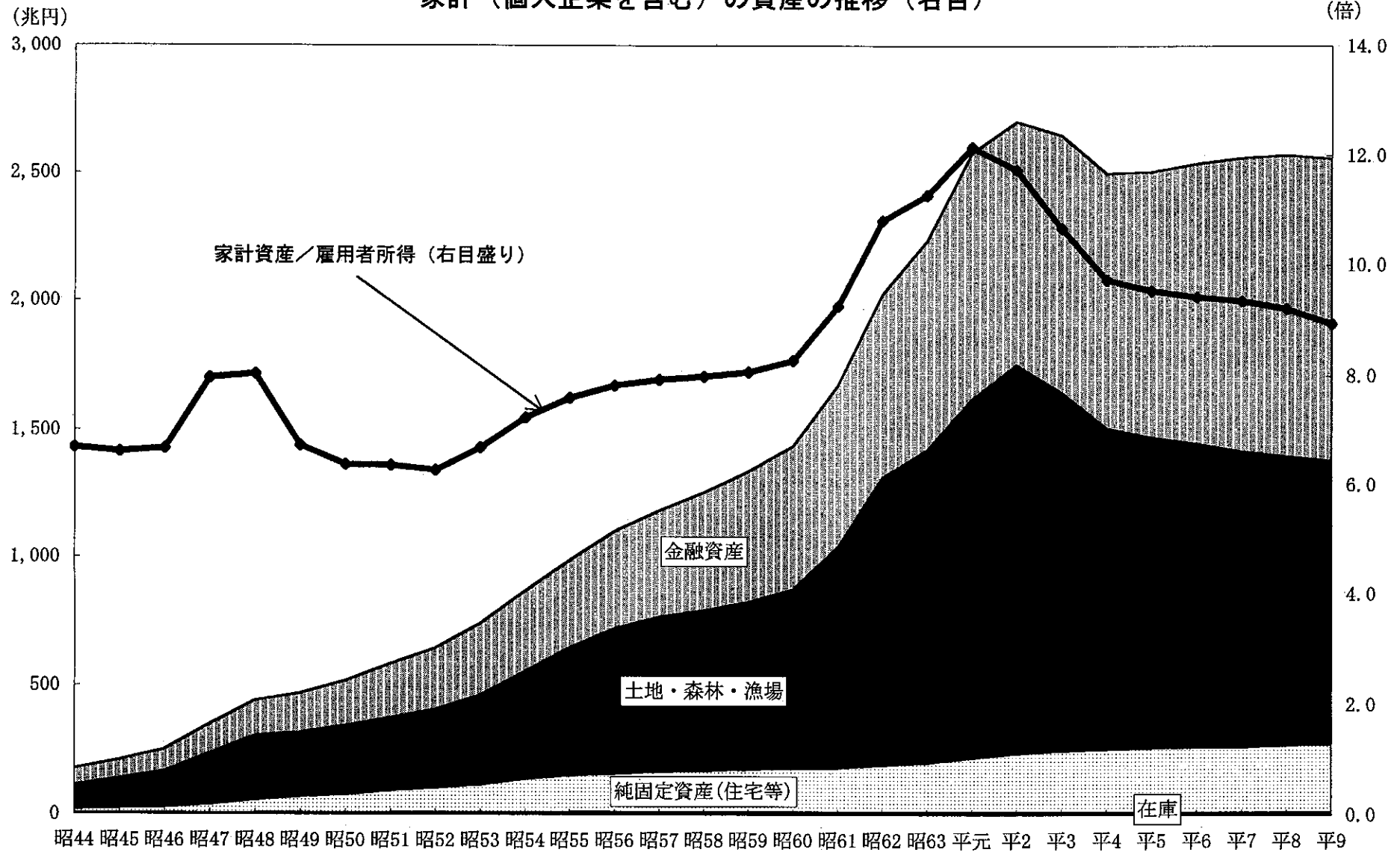
出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(出典) 「人口動態統計」(厚生省)

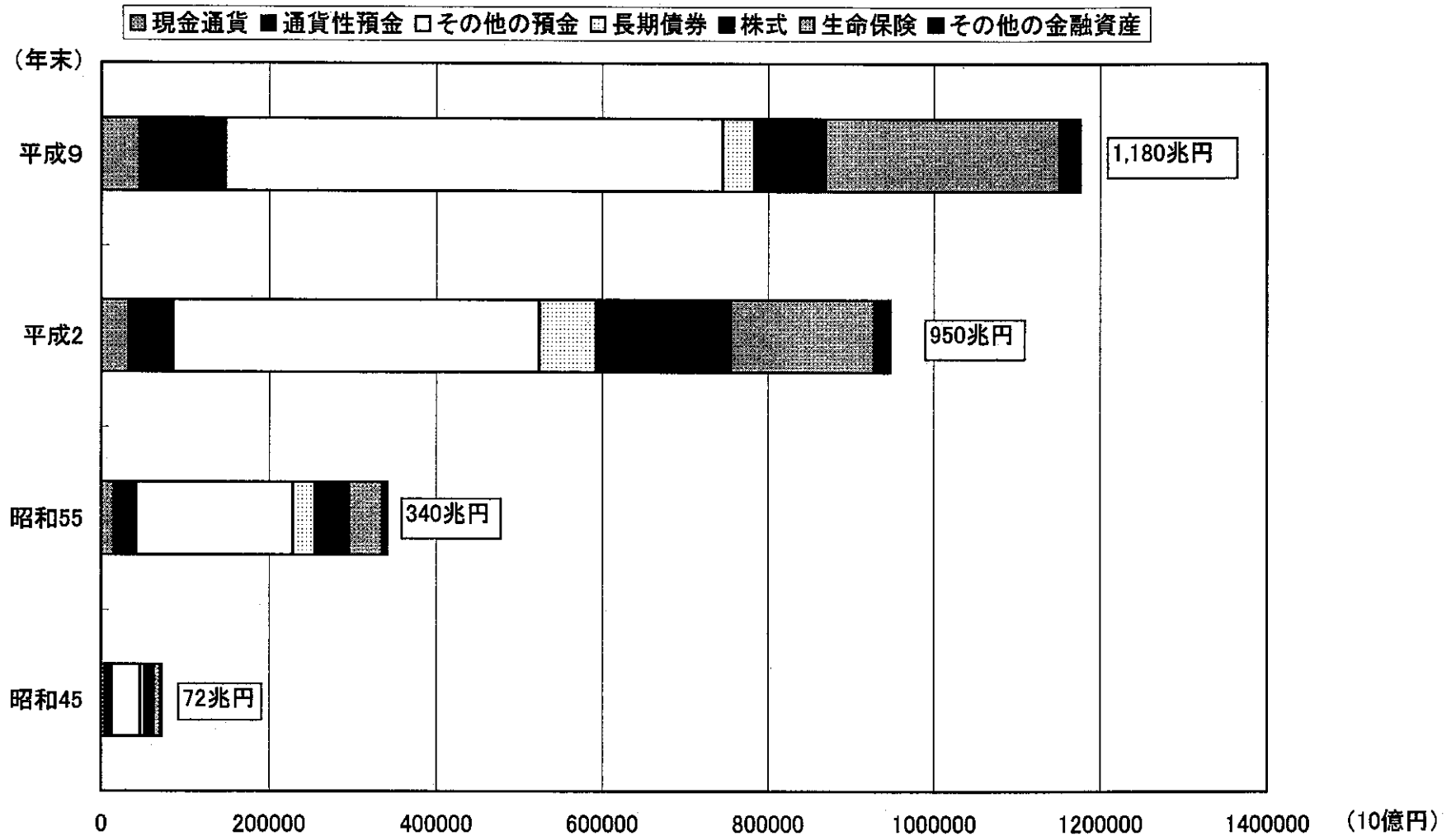
(備考) 各年の()内は、その年に出生した者の現在年齢である。

家計（個人企業を含む）の資産の推移（名目）



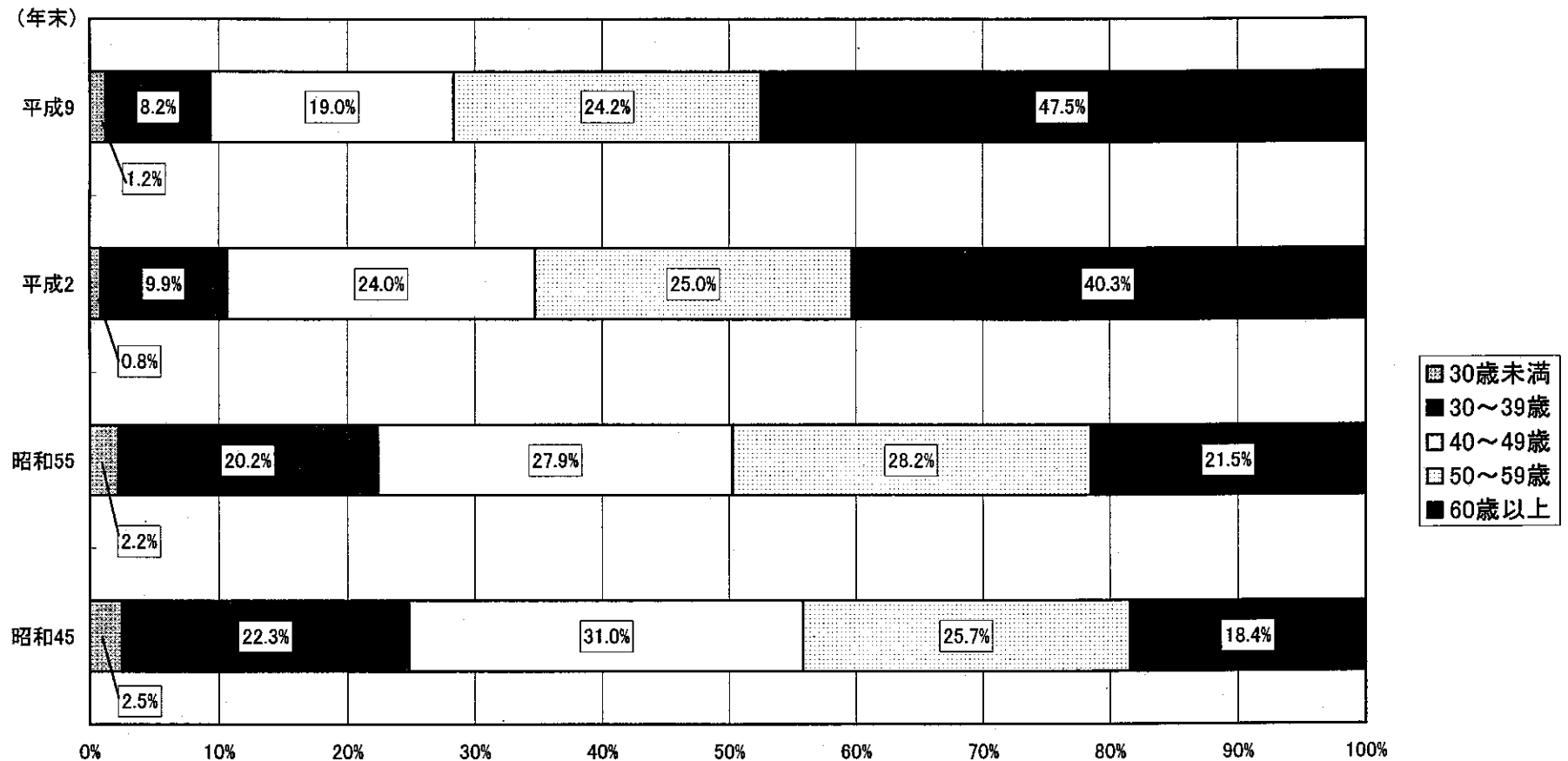
(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」より作成。暦年末。

家計の金融資産残高の推移



(資料) 経済企画庁「国民経済計算」。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)

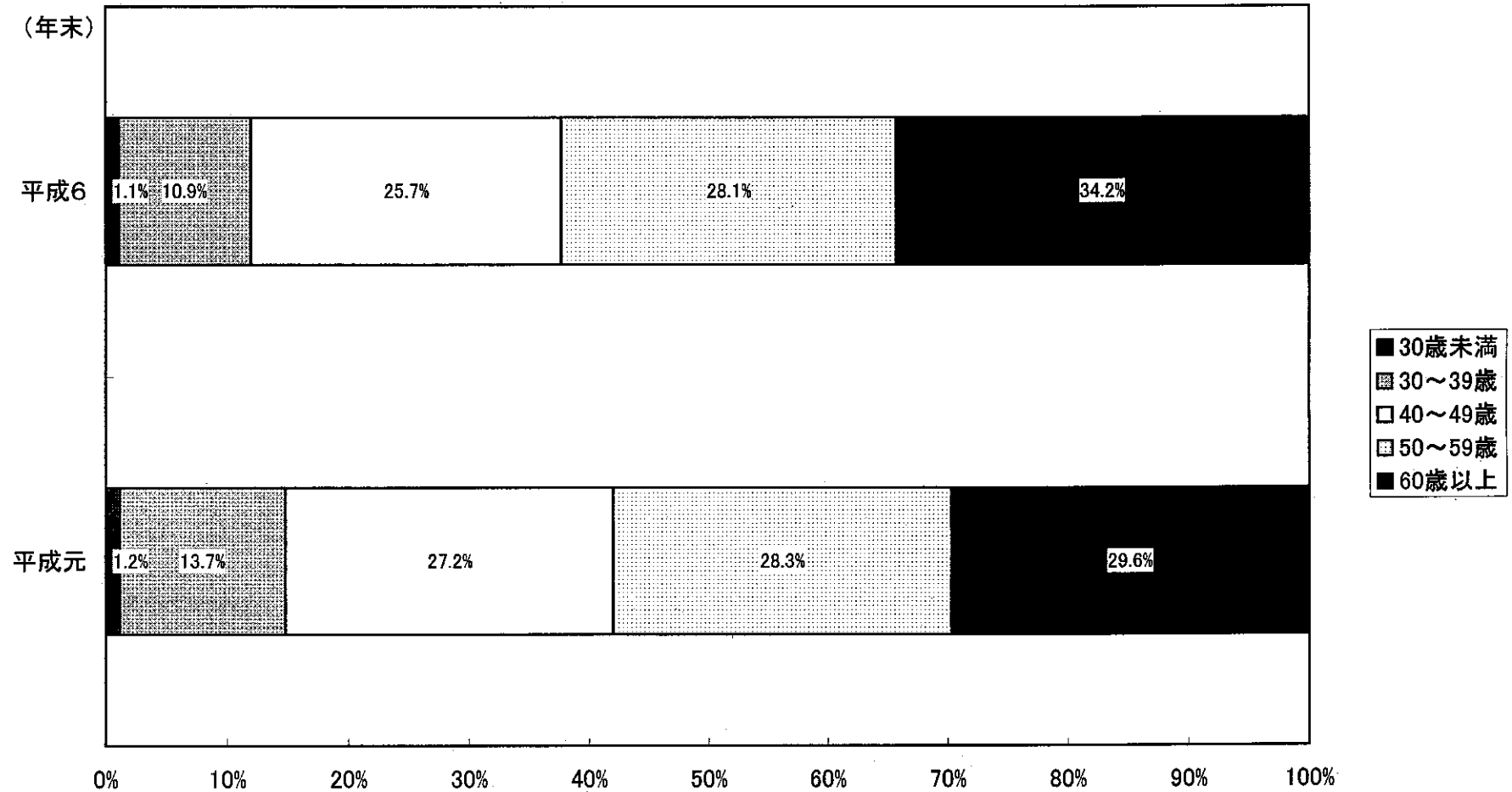


(資料)総務庁統計局「貯蓄動向調査」より試算。

(注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

世帯主の年齢階級別実物資産の現在高(構成比)



(資料)総務庁統計局「全国消費実態調査報告」より試算。

(注)「世帯主」とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

また、二人以上の一般世帯のデータを使用。

「実物資産」とは、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権などをいう。

外国為替制度改正の経緯(概要)

- 1980 年 12 月 外為法の全面改正実施
 - ・ 対外取引の原則自由化
 - 対外送金の許可制廃止(ただし、500 万円相当額超の寄附・贈与は要許可)、海外不動産取得の事前届出制廃止、指定証券会社を経由する証券取得を原則自由化
 - (注) 為銀主義、一部の届出・事前許可は残る

- 1986 年 5 月 外為法の一部改正実施
 - ・ オフショア市場の創設(86 年 12 月)

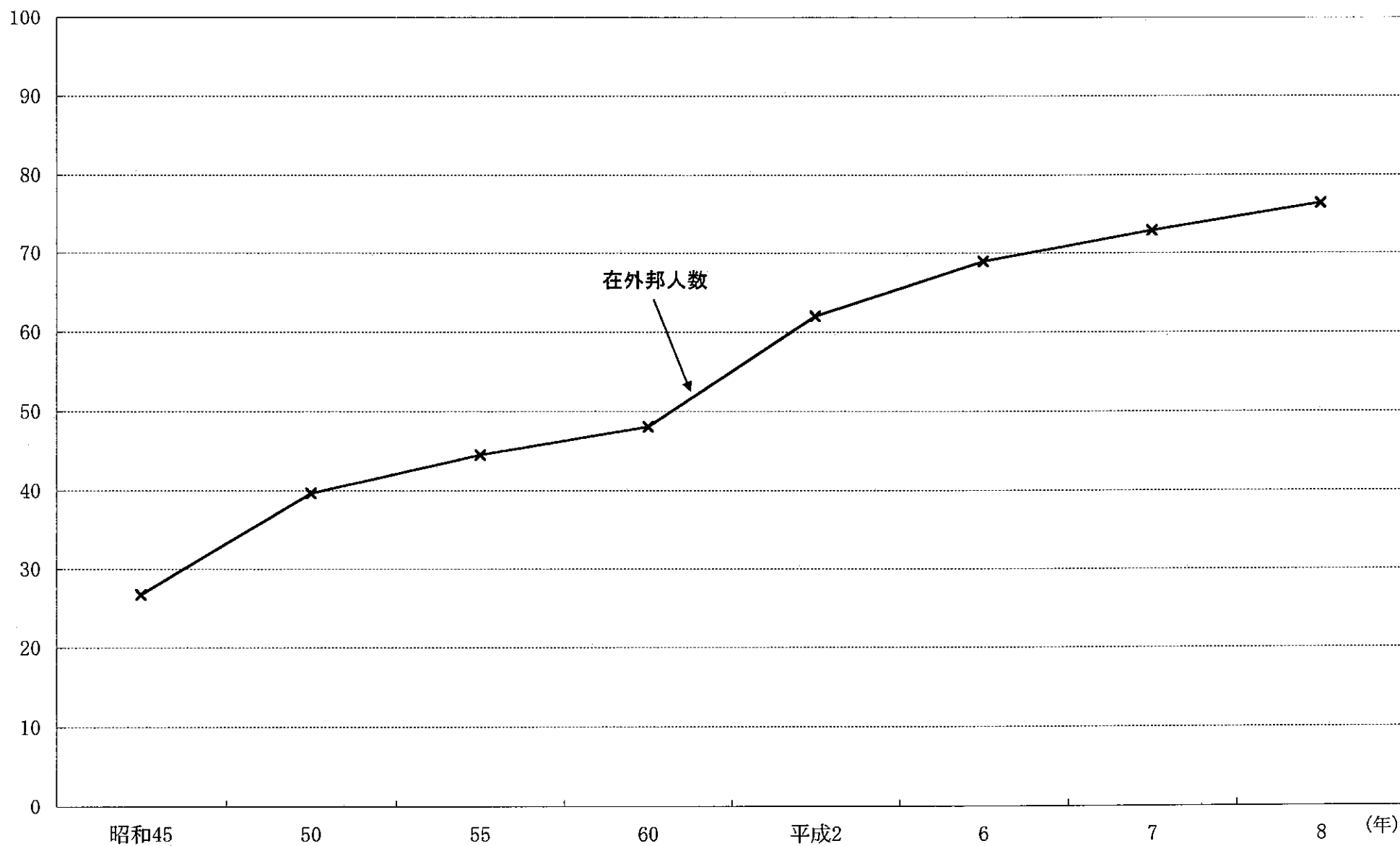
- ・ 89 年～ 累次、居住者海外預金・海外送金の許可基準緩和
 - ・ 寄附・贈与のための海外送金の自由化
 - ・ 500 万円相当額以下は許可不要(従前) → 1,000 万円相当額以下は許可不要(95 年 7 月)
 - ・ 居住者海外預金の自由化
 - ・ 500 万円相当額以下は許可不要(89 年 7 月) → 1 億円相当額以下は許可不要(94 年 3 月)
 - 2 億円相当額以下は許可不要(96 年 4 月)

- 1998 年 4 月 外為法の抜本的改正実施
 - ・ 内外資本取引等の事前許可・届出制の原則廃止
 - 海外預金保有、対外送金、クロスボーダーの証券取引等の自由化
 - ・ 外国為替業務の自由化
 - 外国為替公認銀行、両替商制度の廃止 等

国外送金等に係る調書提出制度の創設

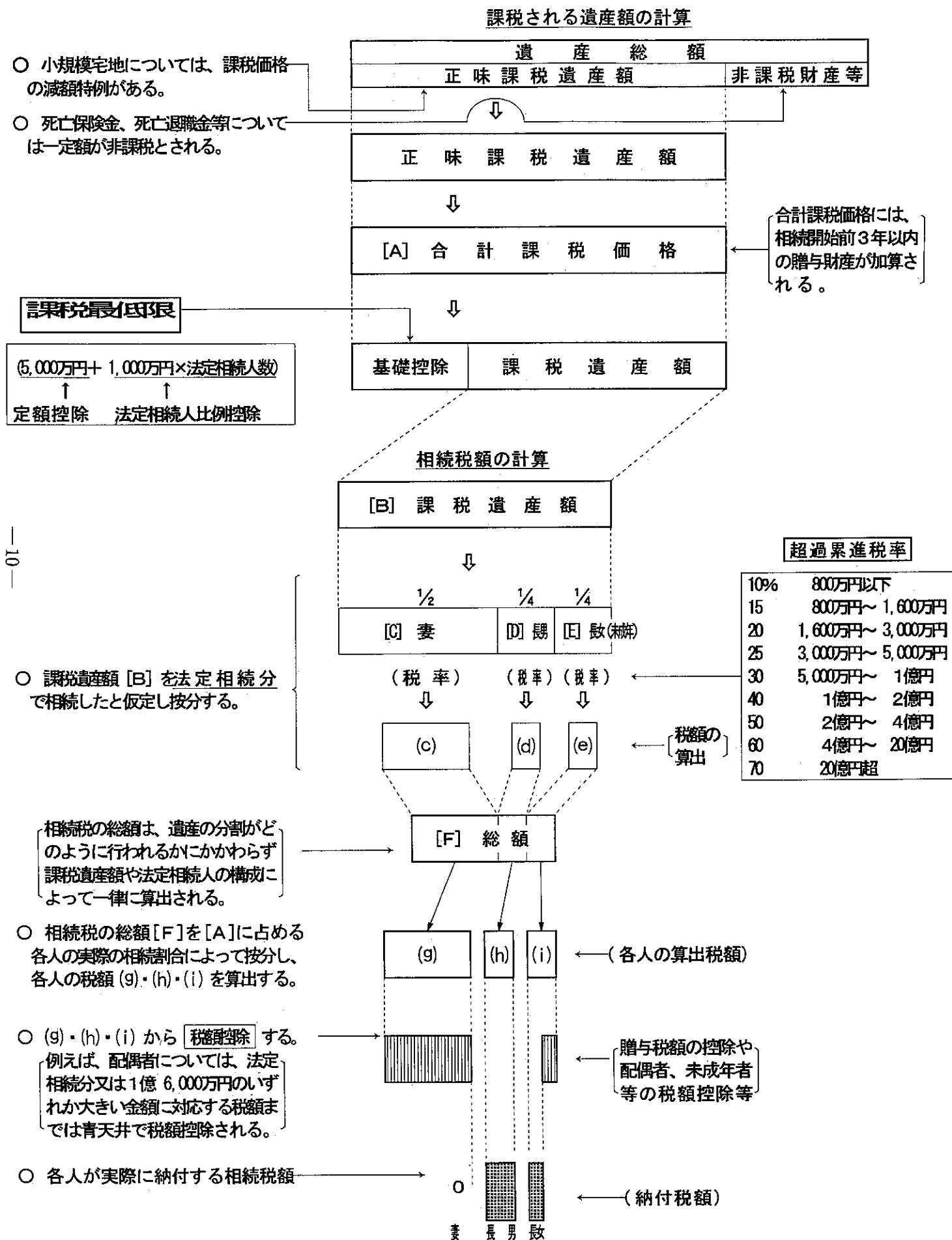
在 外 邦 人 数 の 推 移

(万人)



(備考) 日本統計年鑑(総務庁統計局)より作成。

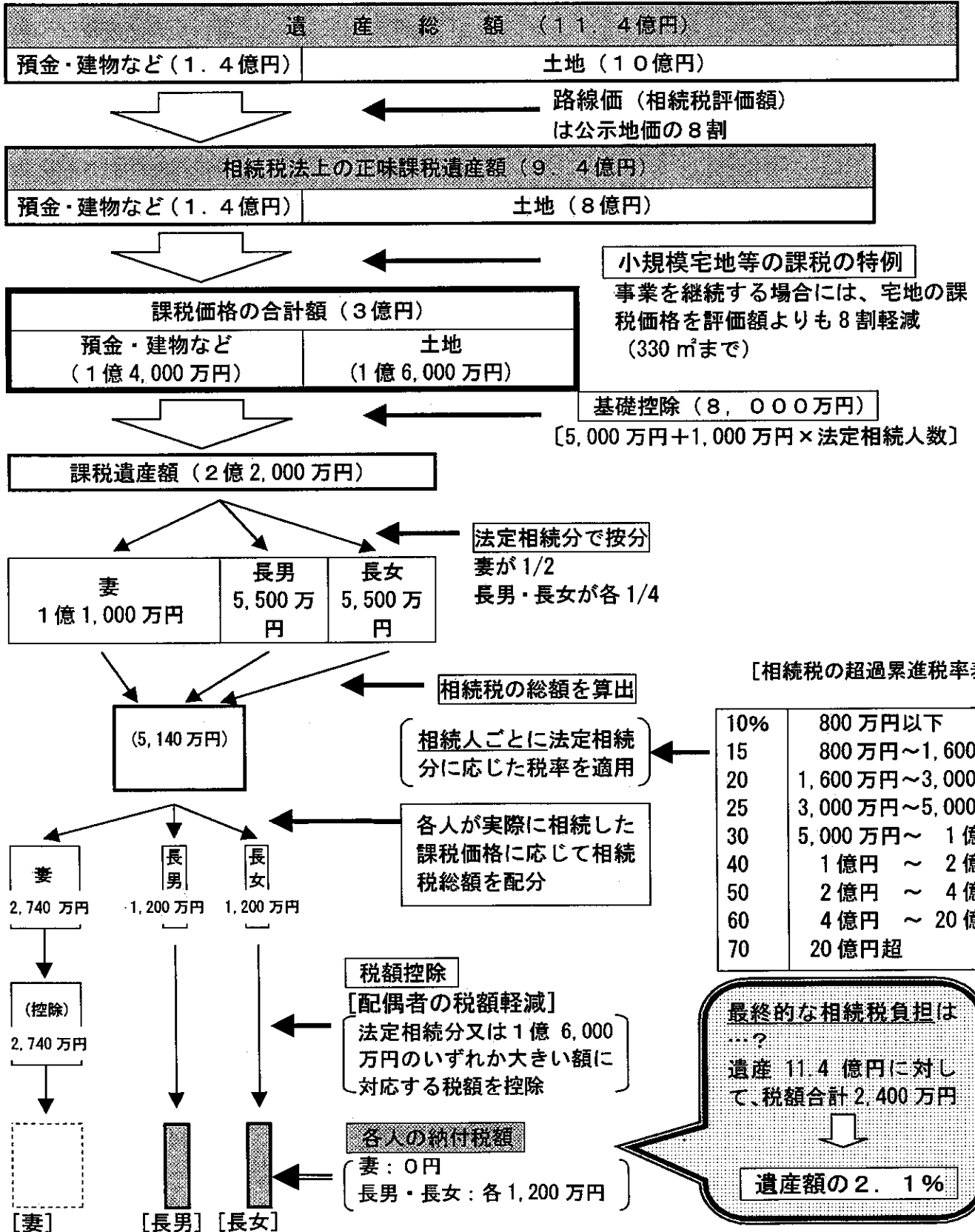
◎ 相続税の基本的仕組み



相続税の実際の負担（個人で電器店を営むAさんのケース）

Aさんの場合

- 妻・長男と電器店を営んでいたAさんの遺産は、秋葉原駅付近にある店舗、銀行預金などあわせて11.4億円（このうち、土地（330㎡）が10億円）
- 残された家族（妻・子2人）は、妻が土地を、2人の子がその残りを相続し、店は妻と長男が続けていくことに

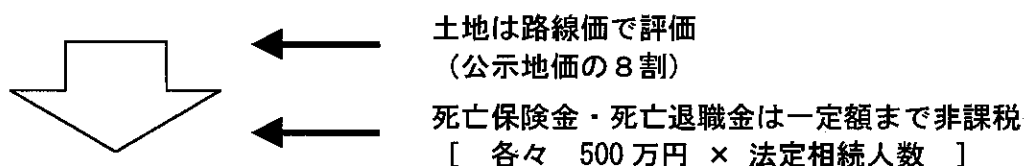


相続税の実際の負担（上場企業役員Bさんのケース）

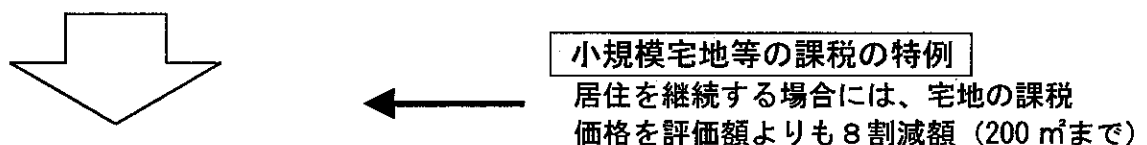
Bさんの場合

- 上場企業の役員Bさんの遺産は、家族（妻・子3人）と暮らしていた松涛にある自宅、銀行預金と死亡保険金などあわせて2億8,750万円（このうち、土地（200㎡）が1億8,750万円）
- 残された家族はこれまで通り自宅で生活することに

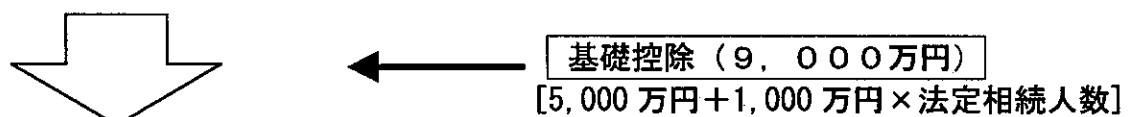
遺産総額（2億8,750万円＝約3億円）		
預金など（4,000万円）	土地（1億8,750万円）	死亡保険金（2,000万円） 死亡退職金（4,000万円）



相続税法上の正味課税遺産額（約2.1億円）		
預金など（4,000万円）	土地（1億5,000万円）	死亡退職金（2,000万円）



課税価格の合計額（9,000万円）		
預金など （4,000万円）	土地 （3,000万円）	死亡退職金 （2,000万円）



課税遺産額＝0

↓

相続税は課税されない

相続税が課税される割合は…？

死亡者数100人に対して、
約5人（平成9年分）